

宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法) とその留意事項

令和8年2月20日

宮崎県 環境森林部・農政水産部・県土整備部共管
盛土対策課

目次

- 1 盛土規制法の概要について
- 2 規制対象規模について
- 3 規制対象外・許可対象外について
- 4 適合性確認・事前相談について
- 5 許可申請の流れについて
- 6 技術的基準について
- 7 監督処分・罰則について
- 8 参考資料について
- 9 盛土等情報管理システムについて

1 盛土規制法の概要について

2

盛土規制法の運用開始について

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土による大規模土砂災害を契機として制定された、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）の運用を、令和7年5月1日より開始

盛土規制法の概要

①規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域として県内ほぼ全域を規制区域に指定（令和7年5月1日指定）

②安全な盛土等の造成

令和7年5月1日以降に、規制区域内で新たに一定規模以上の盛土等を行う場合は、知事（宮崎市内の盛土等は宮崎市長）の許可が必要

③盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常時安全な状態に維持する必要があり、原因行為者も是正措置等の命令の対象になりうる

④実効性のある罰則

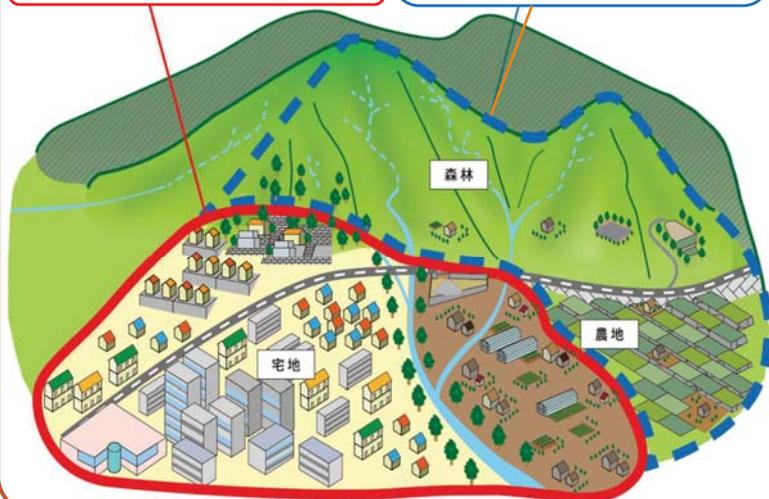
罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する拘禁刑や罰金刑の水準を強化

規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域



3

宮崎県の盛土等規制法に基づく規制区域

<規制区域：宮崎県全域図>



区域の拡大図（例：延岡市北部）



宮崎県全体面積：773,416(ha)
規制区域全体面積：773,179(ha) 99.9%
⇒ ほぼ全域が規制区域（保全対象のない離島は規制区域から除外）

※「造成宅地防災区域」の指定はありません。
※規制区域は「盛土情報(閲覧用)[管内の盛土等情報の閲覧]」から、ご覧いただけます。
<https://www.miyazaki.morido-manage-sys.jp/>

2 規制対象規模について

許可が必要な規模 (1) 土地の形質変更

土地の形質変更 (盛土・切土)



宅地造成等工事規制区域



特定盛土等規制区域

以下のいずれかの規模に該当する場合、許可の対象となります。(法第12条第1項・第30条第1項)

例：宅地造成のための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面から水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

⑤については、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が **30cmを超える部分**が面積の**対象規模要件**となります。
(高さが30cm以下の部分については、**面積には算入しません。**)



許可が必要な規模 (2) 土石の堆積

土石の堆積 (土石の積重ね)



宅地造成等工事規制区域



特定盛土等規制区域

以下のいずれかの規模に該当する場合、許可の対象となります。(法第12条第1項・第30条第1項)

例：土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

- ・⑦については、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30cmを超える部分**が面積の**対象規模要件**となります。
(高さが30cm以下の部分については、**面積には算入しません。**)
- ・土石の堆積ができる期間（許可の期間）は、**最大で5年**とします。



届出が必要な規模

土地の形質変更（盛土・切土）・土石の堆積（土石の積重ね）

■ 特定盛土等規制区域のみ

特定盛土等規制区域内において、以下のいずれかの規模に該当する場合、届出の対象となります。（法第27条第1項）

※ただしP6・7の ■ 特定盛土等規制区域の規模を超える場合は、許可が必要となります。

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の崖を 生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）*
イメージ図					
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの*		
イメージ図					

届出対象規模に該当する場合は、当該工事に着手する**30日前まで**に届出が必要となります。



3 規制対象外・許可対象外について

5 規制対象外・許可対象外の工事

公共施設の用に供されている土地（**公共施設用地**）での盛土等に関する工事は、**盛土規制法の適用除外（法第2条第1項）**

《公共施設用地とは》

法律 第2条 第1号	公共施設用地	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供されている土地
政令 第2条	政令で定める公共の用に供する施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等 ● 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等
省令 第1条 1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省令 第1条 2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、運動場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

10

規制対象外・許可対象外の工事

規制対象工事であっても、**災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可不要（法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書）**

《許可不要工事》

政令 第5条	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱山保安法：鉱山の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ● 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ● 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ● 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） 等
省令 第8条	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ● 土壌汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等 ● 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ● 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

11

規制対象外・許可対象外の工事

盛土規制法の規制対象外等について（道路・河川・砂防関係）

道路



有料の高速道路も、公共施設である道路に含まれる

盛土規制法の規制対象外

河川



河川堤防は、盛土構造が主であるが

盛土規制法の規制対象外

砂防施設



砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

盛土規制法の規制対象外

留意点

- 道路、公園、河川 その他政令で定める公共施設は**盛土規制法の対象外**
- 許可不要工事であっても**盛土規制法の規制対象**であることから、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害のおそれがある場合には、**改善命令等の対象**
- 盛土規制法の規制対象外または許可不要の工事で発生した**残土を単に処分する残土処理場**については、**盛土規制法の規制対象**（許可等を要する）

規制対象外・許可対象外の工事

盛土規制法の規制対象外等について（農業・農業土木関係）

盛土規制法の許可不要工事

【盛土規制法施行規則第8条】 災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの（土地改良事業）



畑地かんがい

区画整備

ため池

農業用排水路

農道

盛土規制法の規制対象外

【盛土規制法施行規則第1条第2項】 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの



営農飲雑用水施設

農業集落排水施設

留意点

- 許可不要工事であっても**盛土規制法の規制対象**であることから、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害のおそれがある場合には、**改善命令等の対象**
- 盛土規制法の規制対象外または許可不要の工事で発生した**残土を単に処分する残土処理場**については、**盛土規制法の規制対象**（許可等を要する）

規制対象外・許可対象外の工事

盛土規制法の規制対象外等について（森林・林業関係）

林道施設



林道は、公共施設である道路に含まれる

盛土規制法の規制対象外

治山施設



治山施設は、公共施設である林地荒廃防止施設

盛土規制法の規制対象外

森林作業道等



森林作業道等は、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

盛土規制法の許可不要工事（盛土規制法の規制対象）

留意点

- 森林作業道等とは、「**森林作業道作設指針**」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等
- 許可不要工事であっても**盛土規制法の規制対象**であることから、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害のおそれがある場合には、**改善命令等の対象**
- 盛土規制法の規制対象外または許可不要の工事で発生した**残土を単に処分する残土処理場**については、**盛土規制法の規制対象**（許可等を要する）

規制対象外・許可対象外の工事

その他規制対象とならない行為

土地利用のために土地の形質を維持する行為については、規制対象とならない。

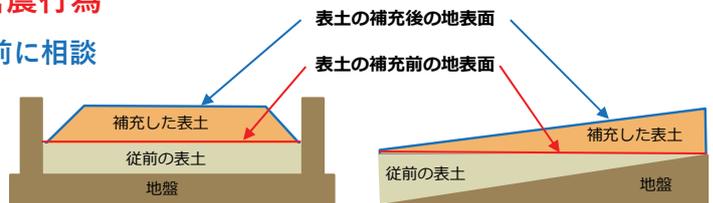
土地の形質を維持する行為の例

- 農地及び採草放牧地において行われる**通常の営農行為**
（※営農行為の範疇に含まれるか否かについては、事前に相談を行ってください。）

- ▷ 耕起、代かき、整地、畝立
- ▷ けい畔の新設、補修及び除去

▷ 表土の補充であってその前後の土地の**地盤面の標高差が30cmを超えないもの**

- グラウンド等の施設を**維持するための土砂の敷均し** 等
- 建築物等の解体・撤去に伴う**床掘り・埋戻し** 等

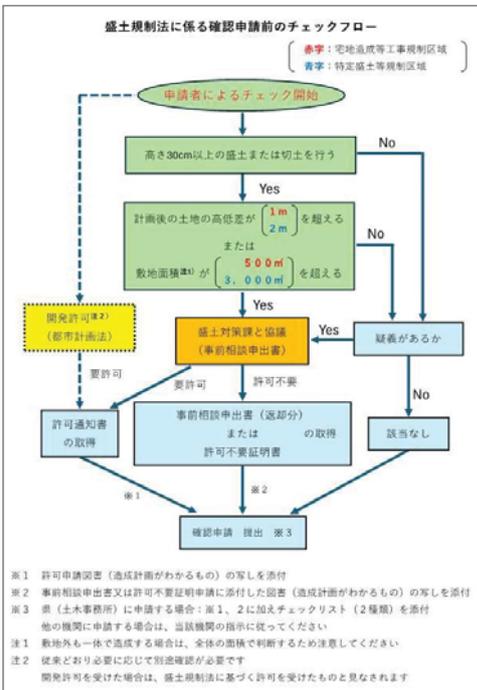


4 適合性確認・事前相談について

建築確認申請における盛土規制法の適合性確認

適合性の確認方法について

- 建築確認申請において、盛土規制法の適合性が求められています。
- 一般的にはフローのとおりですが、必要に応じて自己申告シートの活用も可能です。



盛土規制法手続きに係る自己申告シート

【シート利用の注意】
 ・規制法における盛土規制法の適用開始日は令和7年5月1日です。
 ・建築確認申請では、盛土規制法第1条第1項、第18条第1項、第30条第1項及び第38条第1項は建築確認申請後施行であることとなり、当該建築確認申請の時点で、当該法の施行が適用される建築物にあっては「当該法の施行に適合することを認める義務」を発生させることが定められています。

【建築確認申請への添付について】
 ・盛土規制法の許可、確認が必要な場合は、当該許可等の写しを添付してください。
 ・盛土規制法に係る確認申請のチェックフローに基づき、必要な場合は、事前相談申出書を添付してください。
 ただし、下記の規模（断りか）に該当する場合は、この自己申告シートを建築確認申請書に代えて建築確認に添付することも可能です。
 ・盛土規制法において、事前相談となる宅地造成等の規制を承認し、作成してください。
 ・開発区域内に開発がある場合は、あらかじめ盛土規制法に照準を行い、事前相談申請書の添付を要することがあります。

作成日： 年 月 日

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申請します。この書類の記載事項は、事前に確認ありません。

建築主 住所	
氏名	
申請地 所在地	
件名 設計事務所名	
氏名	

規制区域 宅地造成等1号規制区域
 申請する区域 特定盛土等規制区域

※開発区域の指定は、毎月10日の「富山県盛土等規制管理システム」の「盛土情報（開発用）」で確認できます。
<https://www.pref.fukui.lg.jp/infocenter/soilinfo/soilinfo.html>

チェック項目	宅地造成の内容	チェック欄
① 造成の形状	半壁の形状にあり盛土又は切土を一切行わない。 また、令和7年5月1日以前に盛土又は切土を行っていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
※半壁「はい」の場合、このチェックは不要です。このシートを建築確認申請に添付してください。		
② 盛土・切土の高さ	高さ2m以下であって、盛土又は切土する前後の地盤の標高の差が最大30cmを超えない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 敷地面積	敷地面積の合計が500㎡以下である。 ※連続して一体的に造成した場合は、その合計面積が500㎡以下である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※2、3の両方が「はい」の場合、この自己申告シートを建築確認申請に添付してください。
 ※2、3のいずれかが「いいえ」の場合、盛土対策課へ事前相談申請書の提出をしてください。
 ※詳細については → <https://www.pref.fukui.lg.jp/infocenter/soilinfo/soilinfo.html>

自己申告シートとは・・・

以下のいずれかに該当する場合、審査機関の求めに応じ、確認申請書の添付資料として活用することも可能

- ・盛土又は切土を一切行わない場合
- ・敷地面積の合計が500㎡以下かつ盛土又は切土の高さが30cmを超えない場合

※原則、**盛土又は切土が一切発生しない場合は、事前相談申出書による回答は行いません。**

自己申告シートの様式は、県HPの盛土対策課のページからダウンロードできます！



盛土等規制法に関する事前相談

事前相談について

- 公共事業や宅地を造成するための盛土・切土を行う予定がある等、計画されている内容が **盛土規制法における許可が必要な工事であるかどうか等**の事前相談を受付しています。
- 持参**又は**メール**で提出してください。（※持参される際は、事前の連絡をお願いします。）

事前相談申出書



必要な図書

事前相談申出書の様式は、県HPの盛土対策課のページや盛土システムからダウンロードできます！



事前相談申出書		相談者 氏名	
		電話	
工事区域の所在及び地番	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (事業名:)		
公共事業	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (施設種別:)		
公共施設用地	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (施設種別:)		
計画の概要	形状の変更	高さ	面積
		盛土高さ	最大高さ: m
		切土高さ	最大高さ: m
		盛土と切土を同時にを行う場合	最大高さ: m
面積	盛土又は切土を行う土地の面積	mf	
	(上記のうち、30cmを超える部分の面積)	(mf)	
土石の堆積	面積: mf、最大高さ: m		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
添付文書	必須 1:位置図 2:土地の平面図 3:土地の断面図		
必要な場合	4:他法令に基づく届出、認可、許可を受けたこと又は他法令に規定する事業である旨を証する書類		
	5:土地の登記事項証明書(※公共施設用地において宅地造成等を行う場合に限る。)		
※以下盛土対策課記入欄			
規制区域種別【 <input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域】			
<input type="checkbox"/> 許可申請を要する、 <input type="checkbox"/> 協議を要する、 <input type="checkbox"/> 届出を要する。			
<input type="checkbox"/> 手続きは不要である。(理由:)			
※今回の計画に伴い残土が生じる際は、適切な処理をお願いします。			
一定規模以上の残土処分を行う場合、許可又は届出の手続きを要しますのでご注意ください。			
起案日: 年 月 日	決裁日: 年 月 日	受付番号:	

・位置図

明示すべき内容: 方位、道路及び目標となる地物
縮 尺: S = 1 / 10, 000以上

・土地の平面図

明示すべき内容: 方位及び土地の境界線並びに盛土、切土、又は土石の堆積を行う面積、工事を行う前後の地盤面高さ及び周辺地盤面との高低差
縮 尺: S = 1 / 2, 500以上

・土地の断面図

明示すべき内容: 盛土、切土、又は土石の堆積を行う前後の地盤面高さ及び周辺地盤面との高低差
縮 尺: S = 1 / 2, 500以上

・他法令に基づく届出、認可、許可を受けたこと又は他法令に規定する事業である旨を証する書類

明示すべき内容: 許可証等

・土地の登記事項証明書

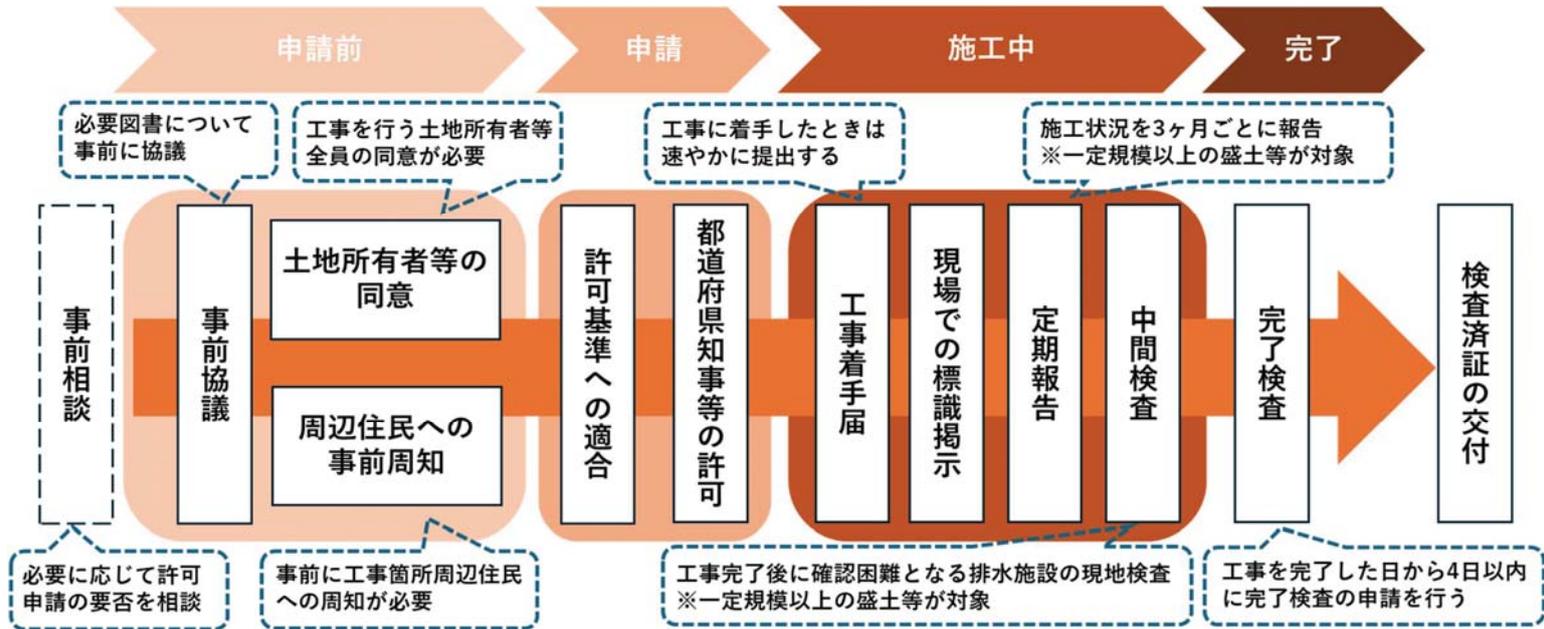
(※公共施設用地において宅地造成等を行う場合に限る)

5 許可申請の流れについて

盛土規制法の主な手続き

許可が必要となった場合、手続きの主な流れは以下のとおりになります。まずは、許可申請に向けて「事前協議」をお願いします。

※事前協議で来庁される場合は、あらかじめ盛土対策課へご連絡をお願いします。



※本申請の受付から当該申請を許可するまでの標準期間 土地の形質変更：30日、土石の堆積：14日

宮崎県の許可に係わる手数料

1 手数料について

令和7年5月より「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)」の運用を開始することに伴い、規制の対象となる工事の許可申請をする場合には、手数料の納付が必要となります。

2 手数料の種類

- (1) 工事の許可申請手数料
- (2) 工事の中間検査申請手数料
- (3) 工事の計画変更許可申請手数料

【手数料の額の一覧表】

(単位：円)

面積	(1) 工事の許可申請手数料		(2) 工事の中間検査申請手数料
	盛土・切土	一時的な土石の堆積	
500㎡以内	21,000	16,000	10,000
500㎡超1,000㎡以内	32,000	18,000	11,000
1,000㎡超2,000㎡以内	44,000	21,000	12,000
2,000㎡超3,000㎡以内	62,000	24,000	13,000
3,000㎡超5,000㎡以内	72,000	34,000	15,000
5,000㎡超10,000㎡以内	96,000	37,000	16,000
10,000㎡超20,000㎡以内	150,000	44,000	17,000
20,000㎡超40,000㎡以内	228,000	58,000	18,000
40,000㎡超70,000㎡以内	354,000	78,000	20,000
70,000㎡超100,000㎡以内	498,000	114,000	26,000
100,000㎡超	642,000	138,000	27,000

(例1) 盛土・切土の面積が15,000m2の場合

手数料：150,000円



(例2) 一時的な土石の堆積の面積が15,000m2の場合

手数料：44,000円



(例3) 中間検査：盛土・切土の面積が15,000m2の場合

手数料：17,000円



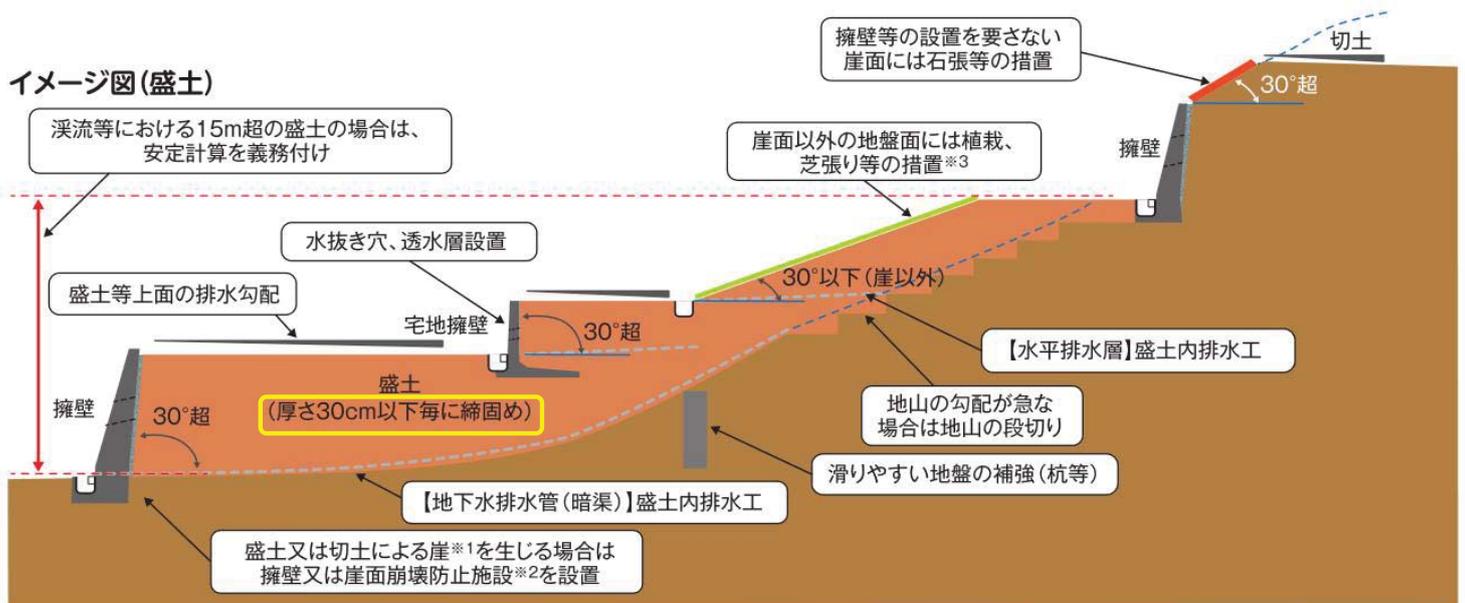
盛土等をする地盤面に排水施設を設置する場合に中間検査を実施

6 技術的基準について

※抜粋して紹介します

22

【安全基準の例】 技術的基準について



※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設（鋼製枠工等）は設置できません

※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます

23

【安全基準の例】盛土のり面の安定性の検討

安定計算

1 常時の安定性の検討

- 円弧滑り面法のうち簡便な**フェレニウス式**（簡便法）によることを標準とする
- 間げき水圧を考慮した安定計算を行う場合は、**修正フェレニウス式**を用いることを標準とする

2 地震時の安定性の検討

- 常時の場合と同様に円弧滑り面を仮定した震度法による**安定計算式**を用いることを標準とする

設計土質定数

1 設計強度定数

- 安定計算に用いる**粘着力**（ c ）及び**内部摩擦角**（ ϕ ）を設定
- 予定された盛土材料を用い、現場の施工条件（現場含水比、現場の締固め度等）とできるだけ**同じ条件で作成**された**供試体**について**せん断試験**を実施することが原則

2 地震時における盛土の強度低下の検証

以下に該当する場合は検証を実施

- 渓流等における高さ**15m超**の盛土
- 火山灰質土等の**締固め難い材料**を用いる**大規模な盛土***

※谷埋め型大規模盛土造成地（渓流等における高さ15m以下の盛土を含む）、腹付け型大規模盛土造成地、平地部で高さ15m超の盛土

間げき水圧

- 適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に**間げき水圧**が生じないようにすることが原則
- 湧水や常時流水等が認められる**傾斜地盤***（渓流を含む）
- 渓流等における高さ**15m超**の盛土は、盛土内の間げき水圧を考慮した**安定計算**が標準
- 一時的な豪雨に伴う水位上昇による安定性への影響は、常時及び地震時における**安全率を満足**することで、考慮されているものと扱う

最小安全率

1 常時の最小安全率

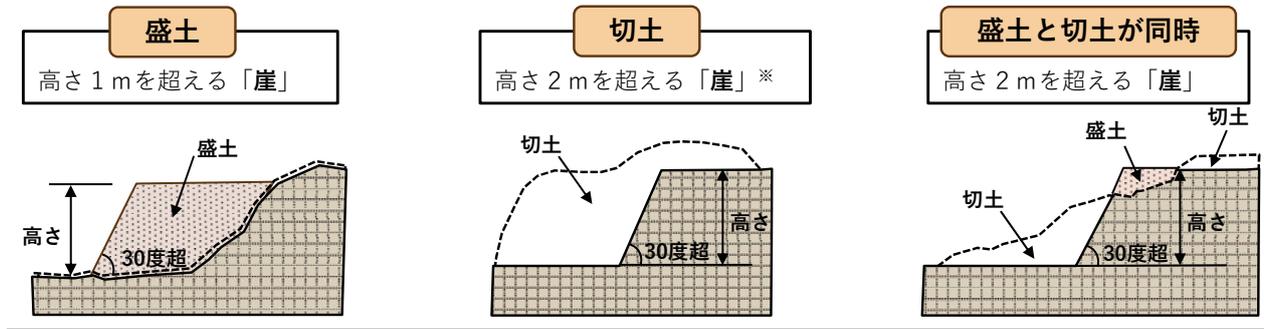
$$\text{最小安全率} (F_s) \geq 1.5$$

2 地震時の最小安全率

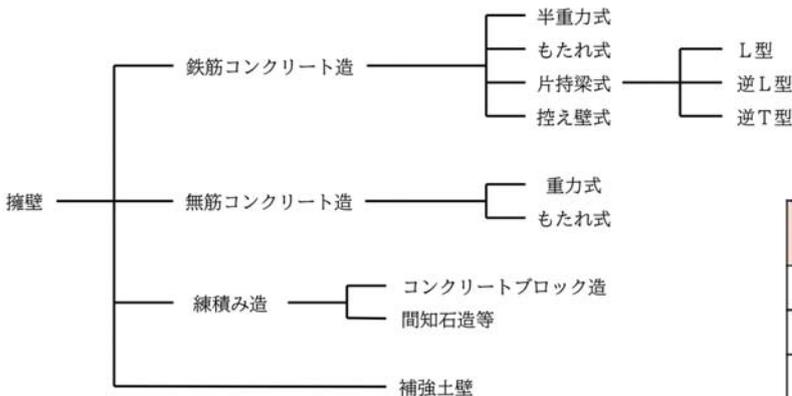
$$\text{最小安全率} (F_s) \geq 1.0$$

なお、安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値（宮崎県：0.9）を乗じて得た数値とする

【安全基準の例】擁壁の基本的な考え方



原則として、崖面を**擁壁**で覆わなければならない

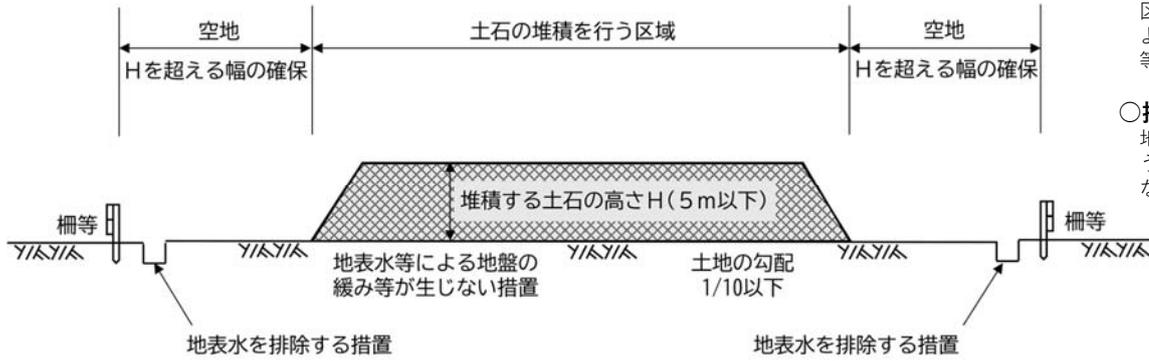


※切土のり面の勾配（擁壁の設置を要しない場合）

のり面の土質	崖の上端からの垂直距離	
	H ≤ 5m	H > 5m
軟岩（風化が著しいものは除く）	80度以下（約1:0.2）	60度以下（約1:0.6）
風化の著しい岩	50度以下（約1:0.9）	40度以下（約1:1.2）
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	45度以下（約1:1.0）	35度以下（約1:1.5）

【安全基準の例】 基本的な土石の堆積方法

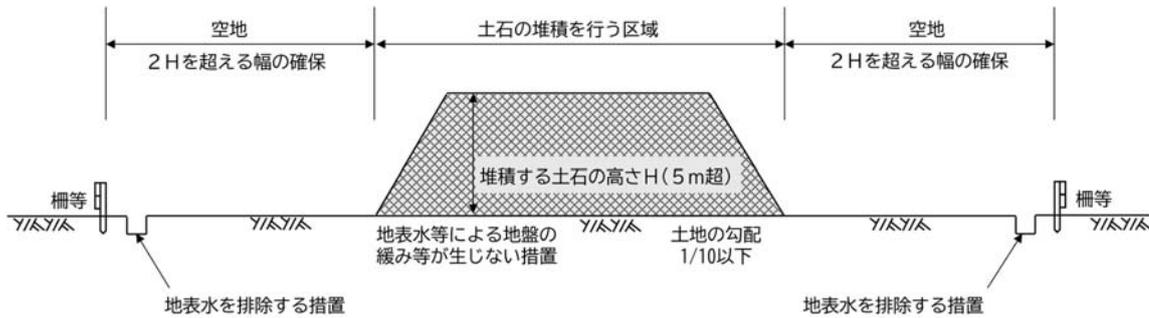
① 堆積する土石の高さが5 m以下の場合



○柵等
区域内にみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能

○排水施設
地表水の流入を防止できるようにすれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

② 堆積する土石の高さが5 m超の場合



【安全基準の例】 排水施設の検討

排水施設の配置

以下に掲げる箇所においては、排水施設の設置を検討

- 盛土のり面及び切土のり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む）の下端
- のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所
- 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差点
- 湧水又は湧水がおそれがある箇所
- 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- その他、地表水等を速やかに排除する必要がある箇所

排水施設の設計・施工上の留意事項

設計・施工に当たっては、各事項に十分留意する

- 排水路勾配は、原則として、下流へいくにしたがい**緩い勾配**になるよう計画する
- 流速は、流水による異常な排水路の磨耗や**土砂堆積が生じない程度**のものとする
- 流下断面の決定に当たっては、土砂の堆積等を考慮して十分に**余裕を見込む**
- 開水路の場合は**2割の余裕高**（8割水深）、また管路の場合は**余裕高なし**の満流状態とする
- 施設の構造は、**堅固**で**耐久性**を有する構造とする
- 施設は、**コンクリート**、その他の**耐久性の材料**で造り、かつ、施工継手からの漏水を最小限にするよう努める
- 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は、**20cm以上**とする
- 暗渠である構造部で公共のように供する管渠の始まる箇所、排水の流下方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所、管渠の長さとその内径又は内のり幅の**120倍を超えない**範囲において管渠の維持管理上必要な箇所には、**マス**又は**マンホール**を設ける
- 雨水を排除すべきマスの底には、**15cm以上の泥だめ**を設ける
- 軟弱地盤等における暗渠の敷設に際しては、地盤の沈下等による**暗渠の損傷**又は**機能障害**を防ぐため、**基礎工事等の対策に十分に配慮**する
- 排水路の**屈曲部**においては、**越流**等について十分検討しておく

1 資格を有する者の設計が必要な措置

- 高さ5mを超える擁壁の設置
- 盛土又は切土をする面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

2 設計者の資格

- 大学卒(土木又は建築の課程) + 2年以上の実務経験(土木又は建築)
- 短大卒(土木又は建築の修業年限3年の課程) + 3年以上の実務経験(土木又は建築)
- 短大卒もしくは高専卒(土木又は建築の課程) + 4年以上の実務経験(土木又は建築)
- 高卒(土木又は建築の課程) + 7年以上の実務経験(土木又は建築)
- 10年以上の実務経験(土木又は建築) + 認定講習修了者(都市計画法施行規則第19条第1項ト)
- 大学院もしくは専攻科に1年以上在学(土木又は建築を専攻) + 1年以上の実務経験(土木又は建築)
- 技術士【建設部門、農業部門(農業農村工学)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)】
- 1級建築士

7 監督処分・罰則について

監督処分の要件及び命令可能な相手方

盛土等の類型	不法盛土等						命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	安全基準違反	検査等未受検	土石の除去未完了	
定義	許可を受けない工事を施行	偽りその他不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	中間検査や完了検査、完了確認を未受検	完了確認で土石の除去が未完了	
工事中、工事施行後の条件無し							
許可取消処分 (法第20条第1項) 〔法第39条第1項〕		○	○				工事主（許可を受けた者/条件に違反した者）
工事中の場合							
工事施行停止命令/ 災害防止措置命令 (法第20条第2項) 〔法第39条第2項〕	○		○	○	○ 〔中間検査未受検〕		工事主/工事請負人/現場管理者
緊急の工事施行停止命令 (法第20条第4項) 〔法第39条第4項〕	○		○	○	○ 〔中間検査未受検〕		工事主/工事請負人/現場管理者/工事に従事する者
工事施行後の場合							
土地使用制限・禁止命令/ 災害防止措置命令 (法第20条第3項) 〔法第39条第3項〕	○			○	○	○	土地の所有者・管理者・占有者/工事主

30

罰則について

	無許可工事	虚偽申請	安全基準違反	定期報告未報告 虚偽報告	検査等未受検 虚偽申請	監督処分命令違反	改善命令違反	立入検査拒否等	特定盛土等の届出未届出 虚偽届出
3年以下の拘禁刑 または 1千万円以下の罰金	○ 法人重科罰金 3億円以下	○ 法人重科罰金 3億円以下	○ 法人重科罰金 3億円以下			○ 法人重科罰金 3億円以下			
1年以下の拘禁刑 または 3百万円以下の罰金				○ 法人重科罰金 3百万円以下	○ 法人重科罰金 3百万円以下		○ 法人重科罰金 1億円以下	○ 法人重科罰金 3百万円以下	
1年以下の拘禁刑 または 百万円以下の罰金									○ 法人重科罰金 百万円以下

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、高い水準に強化（最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下）
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置（最大で3億円以下）

31

盛土規制法

■ 厳しい安全基準

- 設計には専門的な知識等が必要
- 工事施行には安全基準に満たす施行能力等が必要

■ 強力な命令が可能

- 監督処分に係る命令
- 改善命令

■ 重い罰則

- 法人重科が最大で3億円

「盛土等防災マニュアル」の趣旨及び内容を踏まえた防災措置の実施が必要！

8 参考資料について

9 盛土等情報管理システムについて

36

盛土等情報管理システムについて

システムTOP画面

本システムは、盛土等に係る許可申請から審査、許可及び検査等を管理するとともに、許可や届出により完了した盛土等や既存盛土等調査により把握された盛土等、管内に存在するすべての既存盛土等に関する基礎情報を地図上に整理し、データベースとして一元管理するシステムです。

(※宮崎市内での盛土等に関する相談・申請等は、本システムの対象外のため、直接宮崎市へ相談・申請ください。ただし、規制区域は閲覧できます。)

宮崎県盛土等情報管理
システム二次元バーコード



QRコードは株式会社デンソー
ウェブの登録商標です

 盛土情報(閲覧用)
[管内の盛土等情報の閲覧]

 盛土規制法に基づく
許可申請・届出手続き

 事前相談様式の
ダウンロードはこちら

 不法・危険盛土がある場合は
こちらから入力

37

盛土等情報管理システムについて

盛土情報（閲覧用）

- 国土地理院地図(標準地図)
- 国土地理院地図(淡色地図)
- 国土地理院地図(白地図)
- 国土地理院地図(航空写真)

盛土等情報

- 許可盛土
 - 宅地造成・特定盛土
 - 土石の堆積
- 届出盛土
 - 宅地造成・特定盛土
 - 特定盛土等規制区域内の工事の届出
 - 規制区域指定時の工事の届出
- 土石の堆積
 - 特定盛土等規制区域内の工事の届出
 - 規制区域指定時の工事の届出
- 検査済盛土
- 既存盛土
- 不法・危険盛土

規制対象区域

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 対象外区域 (宮崎市)

キーワード検索

宮崎県全体 (宮崎市を除く)

盛土等情報管理システムについて

盛土情報（閲覧用）

地図を拡大すると規制区域境界等を明確に判別できる

小丸川

新田原基地

盛土等情報管理システムについて

盛土情報（閲覧用）

盛土箇所をクリックすると届出箇所の詳細が表示できる

The screenshot displays the system's interface. On the left, there is a sidebar menu with categories like '地図表示' (Map Display) and '盛土等情報' (Soil Information). The main area shows a map with various colored overlays representing different types of soil deposits. A red arrow points from a text box to a specific location on the map. A popup window titled '届出盛土' (Soil Deposit Report) is open, showing the following details:

盛土情報の項目	内容
土地の所在地	宮崎県高鍋町大字上江6548-2
規制区域	特定盛土等規制区域
工事主の氏名・名称	高鍋町長
届出年月日	令和7年5月1日
種別	堆積
工事施工者氏名・名称	
工事完了（予定）年月日	
盛土若しくは切土等の高さ/土石の堆積の最大堆積の高さ（m）	4m
盛土若しくは切土等をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積（㎡）	8796㎡
盛土若しくは切土等の土量/土石の堆積の最大堆積土量（㎡）	28086㎡

40

お問い合わせ先：

○宮崎市

〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号

・農政部 森林水産課（森林区域に関すること）

TEL: 0985-21-1919 Mail: 15sinrin@city.miyazaki.miyazaki.jp

・都市整備部 開発審査課（森林区域以外に関すること）

TEL: 0985-21-1818 Mail: 30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp

●宮崎市以外（※）

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県 盛土対策課

・盛土規制担当：新規の盛土等工事の許可・届出に関すること

・盛土監視担当：公共工事の盛土等工事の協議に関すること

TEL: 0985-33-9263 Mail: morido-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※宮崎市以外の盛土規制法の内容や個別箇所の質問等に関しては、県庁盛土対策課で一括してお受けしますので、上記までお問い合わせください。

（土木事務所や農林振興局等では対応できません）

41